

8

貯水槽水道対策

1 貯水槽の管理

現状

かつての沖縄県は、水源に恵まれておらず、毎年のように渇水による制限給水が実施されていました。そのための自己対策として、屋上に貯水槽を設置している家屋がほとんどでしたが、昭和47年の本土復帰以降、多目的ダムの開発により安定した水源が確保され、平成6年4月以降は、渇水による制限給水が実施されていません。そのような背景から近年では、貯水槽の設置者が減り、直結給水での使用者が増えています。

しかし、貯水槽は、ビル・マンション(共同住宅)・学校・医療施設等の一時的に大量の水を使用する施設において重要な役割を果たしております。また、全国の貯水槽水道(特に小規模貯水槽水道)の総数に対し、面積、人口からみると、沖縄県が際立って多い設置数となっています。



多くの住宅屋上に貯水槽が見受けられる

貯水槽水道とは

貯水槽水道とは、ビル・マンション(共同住宅)・学校・医療施設・一般住宅等において、水道管から供給された水道水を貯水槽(受水槽・高置水槽)に貯め、その後建物内に供給する水道施設のことを言います。

受水槽の大きさや用途によって、小規模貯水槽水道・簡易専用水道に分けられます。

小規模貯水槽水道

受水槽が10^m³を超えないもの

簡易専用水道

受水槽が10^m³を超えるもの



屋上に設置された貯水槽

8. 貯水槽水道対策

1. 貯水槽の管理

安全

持続

本市では、日頃より清浄で安全な水道水を供給していますが、稀に赤水や異臭など水質に関する問い合わせがあります。

その現場における状況は、宅地内給水管の錆が原因と考えられる赤水や、貯水槽の管理不備による非衛生的要因がそのほとんどです。

(貯水槽の管理不備とは、蓋の損失・破損、清掃をしていないことによる貯水槽内の汚濁等をいう。)



貯水槽の蓋がない状態



貯水槽の蓋がなく、底に藻が発生している様子

これからの取り組み

貯水槽水道の維持管理は、基本的にその設置者の責任において行われますが、水質事故の事例もあり、適切な管理を徹底する必要があります。

設置者による管理体制の充実化を図るため、民間の検査機関等との連携を強化し、設置者に対し適切な管理・指導を行います。

また、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を利用者に行い、貯水槽の管理の充実を図ります。

(簡易専用水道は、1年以内毎に1回、定期的清掃・水質検査が法律で義務付されています。)



【関連する計画や取り組みなど】

- 小規模貯水槽の管理・指導